

**社会福祉法人こころの家族**  
**ショートステイ 故郷の家・東京**  
**指定（介護予防）短期入所生活介護事業所運営規程**

**（事業の目的）**

第1条 社会福祉法人こころの家族が開設するショートステイ 故郷の家・東京（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、老人福祉法の理念及び介護保険法に基づき、また、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「条例」という。）を遵守し、利用者の生活の安定及び充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、事業所ごとに置くべき従事者（以下「職員」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

**（運営の方針）**

第2条 事業の実施にあたっては、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るものとする。

4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

**（施設の名称等）**

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ショートステイ 故郷の家・東京
- 2 所在地 東京都江東区塩浜一丁目4番48号

**（利用定員）**

第4条 施設の利用者の定員は、併設型12名、空床型6名とする。

**（職員の職種・員数及び職務の内容）**

第5条 施設において行う事業は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護とする。

- 2 施設に配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、条例に基づき兼務することができることとする。

- (1) 施設長（管理者） 1 名

施設長（管理者）は、施設の業務を統括するとともに、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、短期入所生活介護計画の作成等並びに従業者に条例の第9章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1 名 以上

医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

- (3) 生活相談員 常勤換算 1 名 以上

生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに各個人ごとの処遇の企画及び実施に関することに従事する。

- (4) 介護職員 常勤換算 4 名 以上（うち常勤1 名 以上）

介護職員は、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止に従事する。

- (5) 看護職員 1 名 以上

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。

- (6) 機能訓練指導員 1 名 以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持に努め、その減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- 3 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

#### （短期入所生活介護計画の作成）

第6条 相当期間（概ね4日）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得る。作成した短期入所生活介護計画については、遅滞なく利用者に交付する。

#### （会議）

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 全体会議
- (2) 責任者会議
- (3) ユニット会議
- (4) 給食会議
- (5) 看護会議
- (6) 身体拘束・リスクマネジメント会議
- (7) 褥瘡対策・感染症対策会議
- (8) 地域交流・行事会議
- (9) その他管理者が必要と認める会議

- 2 会議の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

### (食事)

第8条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 午前8時00分～ 午前10時00分

(2) 昼食 午後0時00分～ 午後2時00分

(3) 夕食 午後6時00分～ 午後8時00分

3 利用者の食事は、当該利用者の自立支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

### (入浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴させる。ただし、医師が入浴が適当でないと判断する場合には清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努める。

2 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応する。

### (健康保持)

第10条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存する。

### (相談援助)

第11条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

### (機能訓練)

第12条 施設は、利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は、維持のための機能訓練を行う。

### (サービス提供の記録)

第13条 施設は、サービス提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況を記録する。

### (送迎)

第14条 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行う。

### (利用料等)

第15条 施設は、利用料の額を別紙料金表によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と前項の額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 利用者から支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに関する同意を得る。

4 利用者は、施設の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

5 施設は、利用料の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区別）に

ついて記載した領収書を交付する。

#### (契約書の作成)

第16条 施設は、サービスを提供するにあたって本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記入押印）を受けることとする。

#### (外出及び外泊)

第17条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

#### (施設内の禁止行為)

第18条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

#### (実施地域)

第19条 通常の事業の送迎地域は、江東区とする。

#### (施設・設備)

第20条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議のうえ決定する。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用したりしてはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行う。

#### (身体拘束の制限)

第21条 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
  - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
  - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
  - (3) 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

#### (虐待の防止について)

第22条 施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。  
虐待防止に関する責任者 施設長

- (2) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (4) 職員が虐待防止についての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (6) 虐待防止のための指針の整備
- (7) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (8) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### **（衛生管理等）**

第23条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に供するものとする。

- 2 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 3 施設において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### **（重要事項の揭示）**

第24条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の見やすい場所に揭示する。

#### **（秘密の保持）**

第25条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の機密保持を厳守する。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### **（苦情の処理）**

第26条 施設は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調

査に協力するとともに、保険者から指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行う。

- 3 施設は、その提供したサービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要は改善を行う。

#### **(事故発生時の対応)**

第27条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要は措置を講じる。

- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

#### **(緊急時の対応方法)**

第28条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

#### **(災害、非常時の対応)**

第29条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### **(地域等との連携)**

第30条 施設は、運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

#### **(業務継続計画の策定等)**

第31条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### **(その他運営に関する留意事項)**

第32条 施設は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を

除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

#### (その他)

第 33 条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人こころの家族と施設長との協議に基づいて定める。

#### 附 則

この規程は、2019 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、2023 年 7 月 1 日から施行する。